

令和4年2月28日
 砧総合支所街づくり課

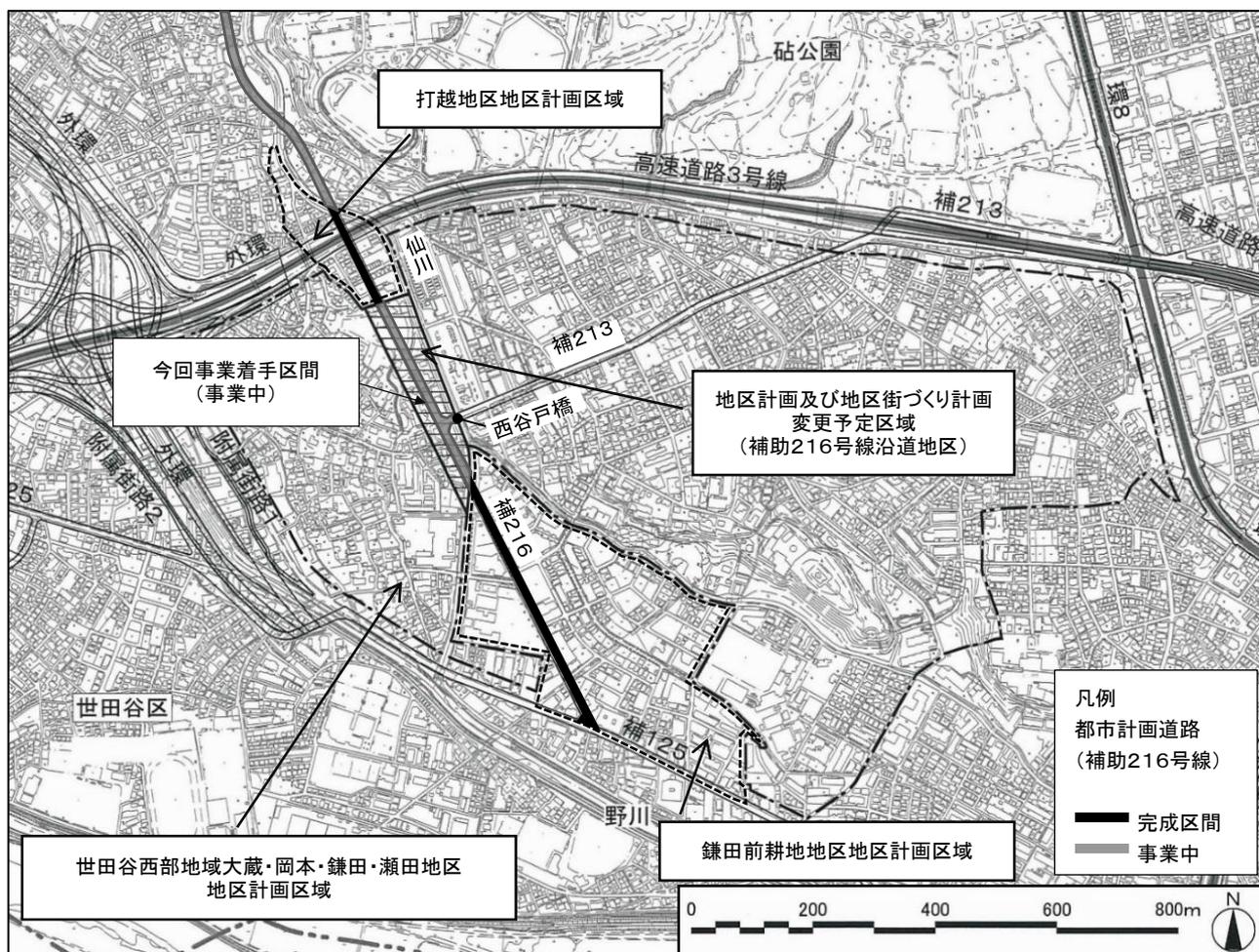
東京都市計画地区計画の変更（世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区）
 及び関連都市計画の変更等について

1 主旨

当該地区は、世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画の区域内であり、これまで、主に建替えを契機として街づくりを誘導してきたところである。令和2年4月1日には、当該地区内に計画されている東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（大蔵六丁目及び鎌田四丁目区間）及び同第213号線の一部（西谷戸橋手前まで）（以下「補助216号線（大蔵Ⅱ期）」という。）が事業認可された。これを契機として、補助216号線（大蔵Ⅱ期）沿道（以下「補助216号線沿道地区」という。）について、地区幹線道路沿道に適した街づくりの検討を進めてきた。

このたび、世田谷区都市計画審議会から答申を受け、都市計画を変更し、併せて地区街づくり計画を変更するため報告する。

2 対象地区



3 これまでの経緯

平成5年	8月	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画決定
平成7年	6月	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画策定
令和2年	4月	補助216号線（大蔵Ⅱ期）都市計画事業認可
	6月	街づくり意見交換会開催
	9月	街づくり意見交換会（たたき台説明会）開催
令和3年	2月	都市整備常任委員会（素案の報告） 地区計画変更（素案）説明会開催
	8月	都市計画審議会（16条予告）
	9月	都市計画法第16条による地区計画変更（原案）の公告・縦覧及び説明会開催
	10月	都市計画審議会（16条報告・17条予告）
	11月	都市整備常任委員会（案の報告）
	12月	都市計画法第17条による地区計画等変更（案）の公告・縦覧 世田谷区街づくり条例第14条による地区街づくり計画変更（案） の公告・縦覧
令和4年	1月	都市計画審議会（諮問）
	2月	東京都都市計画審議会付議（東京都市計画用途地域の変更）

4 地区計画変更（案）について【別紙1】

- (1) 名称 世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- (2) 位置 世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内
- (3) 面積 約106.3ha
- (4) 地区計画の目標（変更部分のみ）
面整備事業や都市計画道路事業に着手した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。
- (5) 地区整備計画（変更部分のみ）
 - ①地区の区分の追加 : 補助216号線沿道地区
 - ②建築物等に関する事項：容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限

5 関連する都市計画の変更等

- (1) 高度地区の変更〔世田谷区決定〕【別紙2】
- (2) 用途地域の変更〔東京都決定〕【別紙3】
- (3) 世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画の変更【別紙4】
※地区計画の内容に、建築物の構造に関する防火上必要な制限、小広場の整備等を追加。

6 都市計画変更（案）及び地区街づくり計画変更（案）に対する縦覧・意見書について

縦覧期間 令和3年12月14日～令和3年12月28日

意見書提出期間 令和3年12月14日～令和3年12月28日

意見書の提出 なし

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 都市計画及び地区街づくり計画変更決定・告示

【別紙1】

東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）

都市計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画を次のように変更する。

名 称	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画	
位 置 ※	世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内	
面 積 ※	約106.3ha	
地区計画の目標	<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、面整備事業や都市計画道路事業に着手した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>	
方 区 針 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る	土地利用の方針	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、都市計画道路事業に着手した地区においては、低層住宅地との調和を図り、事業効果に応じて生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p> <p>一方、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。</p> <p>未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に</p>

		配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>補助 2 1 6 号線沿道地区においては、景観を考慮しつつ良好な居住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 補助 2 1 6 号線沿道地区では、みどり豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、積極的な既存樹木の保全や新たなみどりの創出に努める。</p> <p>2 補助 2 1 6 号線沿道地区では、建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止及び水環境の保全等に努める。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模 道路	<p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 1 号に該当する道路及びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路を区画道路とする。なお、当該道路の現況幅員が 6 m 未満の場合については、その計画幅員を 6 m とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画道路を配置しない。</p> <p>1 次の公告（以下「土地区画整理事業の認可等の公告」という。）のあった区域</p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 条第 3 項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第 1 0 条第 3 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(2) 土地区画整理法第 2 1 条第 3 項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第 3 9 条第 4 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 土地区画整理法第 5 1 条の 9 第 3 項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第 5 1 条の 1 0 第 2 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 土地区画整理法第 5 5 条第 9 項及び第 6 9 条第 7 項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第 5 5 条第 1 3 項及び第 6 9 条第 1 0 項の規定による事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 土地区画整理法第 7 1 条の 3 第 1 1 項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第 1 5 項の規定に</p>

		<p>よる施行規程及び事業計画の変更の認可の公告</p> <p>2 道路の築造を伴う開発行為で都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告（以下「開発許可の工事完了公告」という。）のあった区域</p>		
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区	補助216号線沿道地区
		面積	約103.9ha	約2.4ha
	建築物の容積率の最高限度 ※		8/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	—
	建築物の建蔽率の最高限度		4/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地（風致地区にあつては、東京都風致地区条例（昭和45年東京都条例第36号。以下「風致地区条例」という。）に基づき許可（風致地区条例第3条第1項に基づく建築物の建築に係る許可（風致地区条例第5条第1項第5号ただし書きの規定に該当するものに限る。）をいい、風致地区条例第3条第3項の規定に基づく協議を含む。以下同じ。）を受けた敷地）にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	4/10 ただし、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は、この限りでない。

建築物の敷地面積の最低限度	100㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	100㎡
壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、道路境界線から2m以上、その他の境界線から1.5m以上とする。ただし、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は、この限りでない。
建築物等の高さの最高限度	—	15m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	1 建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。 2 屋外広告物等を設置する場合は、美観・風致を損なわないものとする。
垣又はさくの構造の制限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

※は知事協議事項

理由：補助216号線の事業化に伴い、沿道の土地利用を適切に誘導するため、世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画を変更する。

変更概要

____は、変更箇所及び追加箇所を示す。

事項	旧	新	摘要
名称	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画	
位置 ※	世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各 地内	世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各 地内	
面積 ※	約106.3ha	約106.3ha	
地区計画の目標	<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、事業に移行した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>	<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、<u>面整備事業や都市計画道路事業に着手</u>した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>	<p>面整備事業のほか、都市計画道路事業を追加</p>

<p>区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>土地利用の方針</p>	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。</p> <p>また、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、都市計画道路事業に着手した地区においては、<u>低層住宅地との調和を図り、事業効果に応じて生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</u></p> <p><u>一方、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</u></p>	<p>都市計画道路事業に着手した地区に対する方針を追加</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、<u>建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</u></p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p><u>補助216号線沿道地区においては、景観を考慮しつつ良好な居住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。</u></p>	<p>建築基準法改正に合わせ、建蔽率を漢字で表記</p> <p>補助216号線沿道地区に対する方針を追加</p>

	—	—	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 補助216号線沿道地区では、みどり豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、積極的な既存樹木の保全や新たなみどりの創出に努める。</p> <p>2 補助216号線沿道地区では、建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止及び水環境の保全等に努める。</p>	補助216号線沿道地区に対し、緑化、雨水流出抑制施設に係る事項を追加		
地区整備計画	—	—	地区の	名称	住宅地区	補助216号線沿道地区	地区を区分し、住宅地区、補助216号線沿道地区を追加
	—	—	区分	面積	約103.9ha	約2.4ha	
	建築物の容積率の最高限度 ※	8/10	ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	8/10	ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下「都市計画道路」という。）の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	二	補助216号線沿道地区の容積率制限を削除

<p>建築物の建 ぺい率の最 高限度</p>	<p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地（風致地区にあっては、東京都風致地区条例（昭和45年東京都条例第36号。以下「風致地区条例」という。）に基づき許可（風致地区条例第3条第1項に基づく建築物の建築に係る許可（風致地区条例第5条第1項第5号ただし書きの規定に該当するものに限る。）をいい、風致地区条例第3条第3項の規定に基づく協議を含む。）を受けた敷地）にあっては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	<p>建築物の建 蔽率の最高 限度</p>	<p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地（風致地区にあっては、東京都風致地区条例（昭和45年東京都条例第36号。以下「風致地区条例」という。）に基づき許可（風致地区条例第3条第1項に基づく建築物の建築に係る許可（風致地区条例第5条第1項第5号ただし書きの規定に該当するものに限る。）をいい、風致地区条例第3条第3項の規定に基づく協議を含む。以下同じ。）を受けた敷地）にあっては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として</p>	<p style="text-align: center;">4 / 1 0</p> <p>ただし、<u>風致地区条例に基づき許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>補助216号 線沿道地区の 風致地区条例 の緩和条件を 変更</p>
--------------------------------	---	-------------------------------	---	---	---

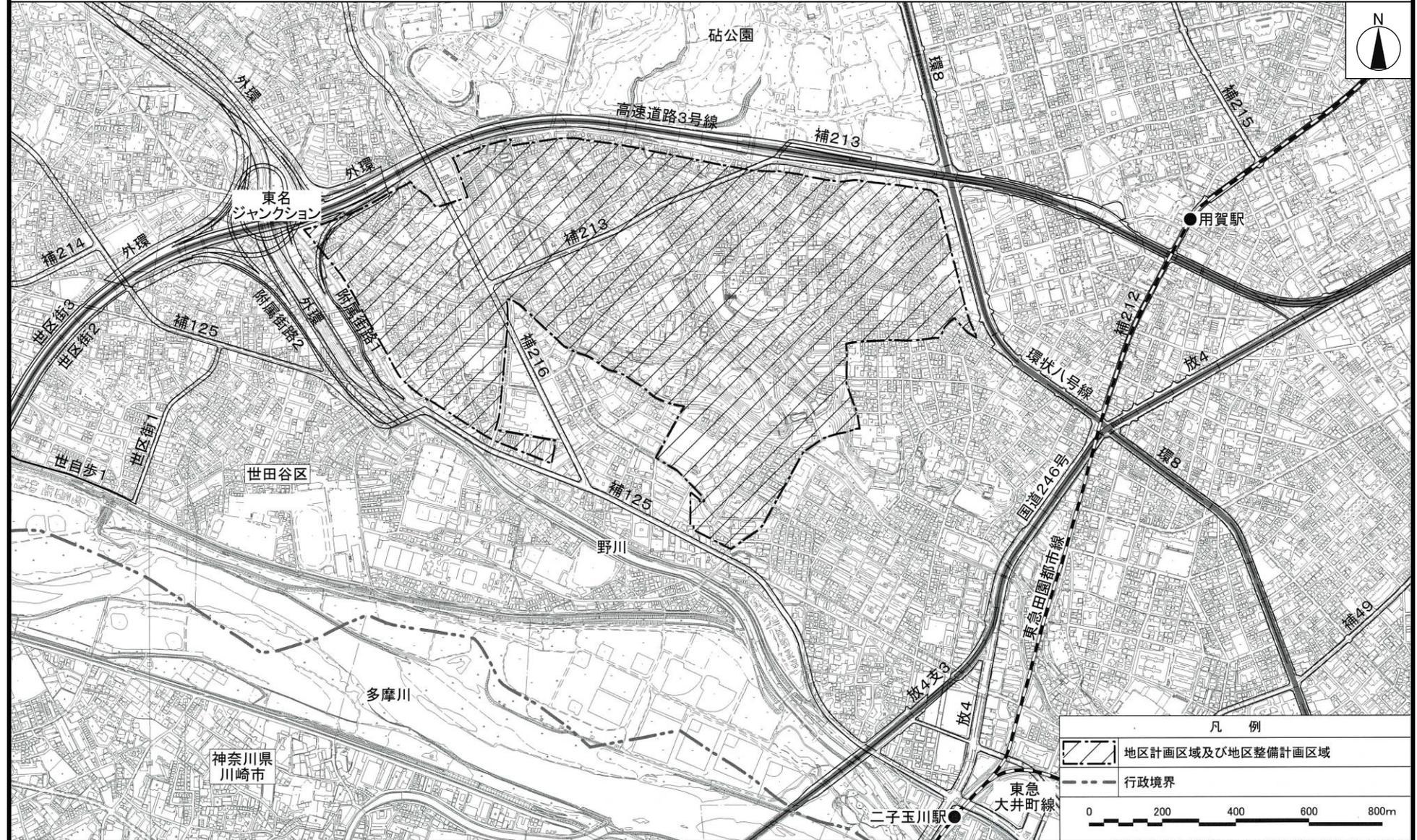
			整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	
建築物の敷地面積の最低限度	100㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	100㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合	<u>100㎡</u>	補助216号線沿道地区のただし書きを削除
—	—	壁面の位置の制限	—	<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、道路境界線から2m以上、その他の境界線から1.5m</u> 補助216号線沿道地区に、風致地区条例による規定を追加

				以上とする。ただし、 <u>風致地区条例に基づき</u> <u>許可を受けた場合は、</u> <u>この限りでない。</u>	
—	—	<u>建築物等の</u> <u>高さの最高</u> <u>限度</u>	—	<u>1.5m</u>	補助216号 線沿道地区に、 風致地区条例 による規定を 追加
建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。		<u>1 建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。</u> <u>2 屋外広告物等を設置する場合は、美観・風致を損なわないものとする。</u>	補助216号 線沿道地区 に、屋外広告 物に関する規 定を追加
垣又はさく の構造の制 限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。		<u>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。</u>	補助216号 線沿道地区に おいて、補助 216号線沿 道等も含むす べての道路を 対象に追加

東京都市計画地区計画

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画 位置図

[世田谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図、道路網図及び鉄道網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号) 3都市基街都第133号 令和3年7月15日 (承認番号) 3都市基交都第35号 令和3年7月9日

東京都市計画地区計画

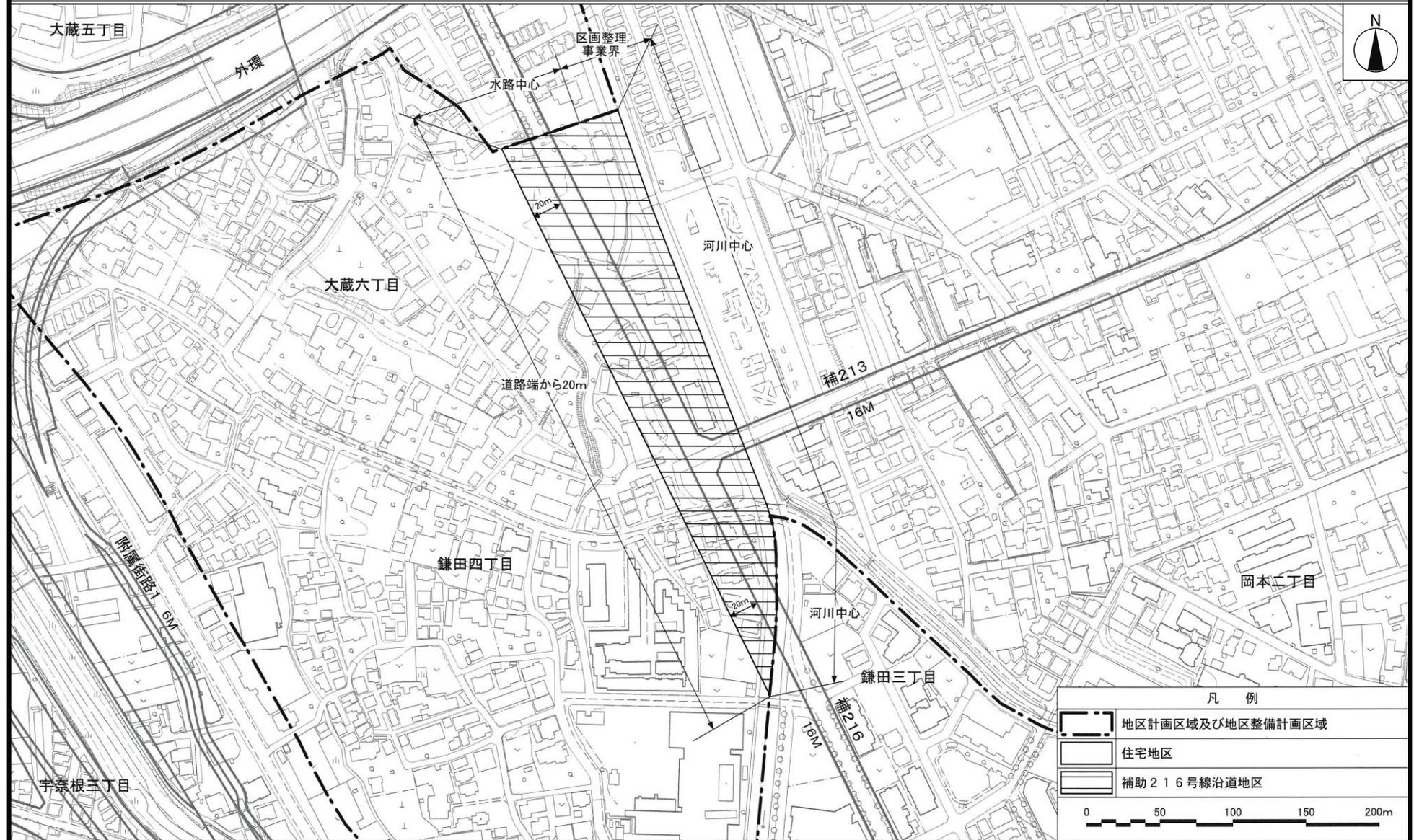
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画 計画図1 [世田谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号) 3都市基街都第133号 令和3年7月15日

東京都市計画地区計画

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画 計画図2 [世田谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号) 3都市基街都第133号 令和3年7月15日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画

2 理由

本地区は、世田谷区の西側に位置し、「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」において、平成5年8月に策定した「世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画」に基づき、みどり豊かな住環境を生み出すとともに、農地などの自然環境を保全、育成し、農地と住宅地が共存する街づくりを進めていく地区としてアクションエリアに位置付けられている。

本地区では、令和2年4月に、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（大蔵六丁目及び鎌田四丁目区間）及び同第213号線の一部（西谷戸橋手前まで）（以下「補助216号線（大蔵Ⅱ期）」という。）が事業認可され、今後、道路事業用地の取得に伴い、沿道の土地利用の検討を進めていくことになる。

また、補助216号線（大蔵Ⅱ期）の整備に合わせて、後背の低層住宅地との調和を図り、生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、沿道の土地利用を適切に誘導するため、地区計画を変更するものである。

【別紙2】

東京都市計画高度地区の変更（世田谷区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
(最高限度)	第1種 高度地区	約 ha 2,906.2 (2,910.4)	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 ha 70.9	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	第3種 高度地区	約 ha 173.3 (173.3)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	15m 第1種 高度地区	約 ha 13.0	1. 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、15メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	16m 第1種 高度地区	約 ha 124.1	1. 建築物の高さは、16メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	16m 第2種 高度地区	約 ha 8.3	1. 建築物の高さは、16メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。

(最高限度)	19 m 第2種 高度地区	約 ha 1,648.2 (1,644.0)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、19メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	25 m 第2種 高度地区	約 ha 145.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	28 m 第2種 高度地区	約 ha 10.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、28メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	31 m 第2種 高度地区	約 ha 154.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	45 m 第2種 高度地区	約 ha 47.1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、45メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。

(最高限度)	25m 第3種 高度地区	約 ha 5.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	28m 第3種 高度地区	約 ha 77.6 (77.7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、28メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	31m 第3種 高度地区	約 ha 75.5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	45m 第3種 高度地区	約 ha 92.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の高さは、45メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	小計	約 ha 5,552.9 (5,553.0)	

(最高限度)	<p>1 制限の緩和</p> <p>この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、第2号の規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。</p> <p>(1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>2 一定の複数建築物に対する制限の特例</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による一団地については、当該一団地を1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>(2) 基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による一定の一団の土地の区域については、当該一定の一団の土地の区域を当該区域内の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 既存不適格建築物等に対する適用の除外</p> <p>この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>4 一団地の住宅施設等に係る建築物に対する適用の除外</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物については、この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの最高限度（以下「絶対高さ制限」という。）に係る規定は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第3号の規定による高度利用地区に係る建築物</p> <p>(2) 法第11条第1項第8号の規定による一団地の住宅施設に係る建築物</p>
--------	--

(最高限度)

5 特定行政庁の許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、斜線型高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で、土地利用上適当と認められるもの
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第388号。以下「施行令」という。）第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

6 地区計画等の区域内の建築物の特例

- (1) 法第12条の4第1項の規定により定められた同項各号に掲げる計画の区域のうち、法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画、又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）において建築物の高さの最高限度に係る規定（以下「地区計画規定」という。）を有する区域においては、絶対高さ制限に係る規定を当該地区計画規定に読み替えて適用する。ただし、当該地区計画規定において建築物の高さの最高限度の制限が適用されない建築物又は建築物の部分は、この限りでない。
- (2) 本項の規定を告示する日において、既に定められた地区整備計画等に地区計画規定を有する区域においては、第1号の本文の場合において読み替えて適用する絶対高さ制限の上限を、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定めるものとする。

既に地区計画規定を有する区域における絶対高さ制限の上限

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
15m第1種高度地区、16m第1種高度地区	30m
16m第2種高度地区、19m第2種高度地区 25m第2種高度地区、28m第2種高度地区 31m第2種高度地区、45m第2種高度地区 25m第3種高度地区、28m第3種高度地区 31m第3種高度地区、45m第3種高度地区	45m

7 市街地環境の向上に資する建築物の特例

- (1) 周辺環境に対し一定の配慮が図られ、市街地環境の向上に資する建築物（敷地面積が500平方メートル以上の建築物に限る。）であると区長が認めたものに係る絶対高さ制限については、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定める値を上限として、区長が定める値とすることができる。

緩和される建築物の絶対高さ制限の上限（市街地環境 認定）

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
16m第1種高度地区、16m第2種高度地区	19.0m
19m第2種高度地区	25.0m
25m第2種高度地区、25m第3種高度地区	31.0m
28m第2種高度地区、28m第3種高度地区	34.0m
31m第2種高度地区、31m第3種高度地区	37.0m

- (2) 周辺環境に対し一定の配慮が図られ、市街地環境の向上に資する建築物（敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物に限る。）であると区長が認めて許可したものに係る絶対高さ制限については、次の表左欄に掲げる高度地区の種類に応じ、同表右欄に定める値を上限として、区長が定める値とすることができる。

緩和される建築物の絶対高さ制限の上限（市街地環境 許可）

高度地区の種類	絶対高さ制限の上限
15m第1種高度地区	18.0m
16m第1種高度地区、16m第2種高度地区	22.0m
19m第2種高度地区	28.5m
25m第2種高度地区、25m第3種高度地区	37.5m
28m第2種高度地区、28m第3種高度地区	42.0m
31m第2種高度地区、31m第3種高度地区	45.0m

- (3) 第1号及び第2号の規定は、6「地区計画等の区域内の建築物の特例」の規定（第1号ただし書きの規定を除く。）の適用を受ける建築物には適用しない。
- (4) 区長は、第2号の規定により許可するときは、あらかじめ、学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

8 公益上やむを得ない建築物等の特例

公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により環境上支障がない建築物として区長が認めて許可したものは、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、区長が許可するときは、あらかじめ、学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

9 総合設計許可制度等を活用する建築物の特例

次の各号の一に該当する建築物で区長が認めたものについては、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。

- (1) 基準法第59条の2、第86条第3項及び第4項に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条に基づく許可を受けた建築物で、当該建築物の高さが60メートルを超えないもの

10 絶対高さ制限既存不適格建築物の建替えに関する特例

- (1) 本項の規定を告示する日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち、絶対高さ制限に係る規定に適合しない部分を有する建築物（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）の建替えを行う建築物で、既存の規模の範囲内での建替えであると区長が認めたものについては、絶対高さ制限に限り適用しない。ただし、6「地区計画等の区域内の建築物の特例」の規定（第1号ただし書きの規定を除く。）の適用を受ける建築物は、この限りでない。
- (2) 第1号において、区長の認定を受け建替えを行った建築物で、災害等の発生により特別な措置が必要なものと区長が認めて許可したものについては、絶対高さ制限に限り適用しない。この場合において、区長が許可するときは、あらかじめ、学識経験者等で構成する委員会の意見を聴くものとする。

（最高限度）

11 絶対高さ制限に係る経過措置

本項の規定の告示の日以前又は告示の日から起算して5年を超えない日までに建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第1項、第69条第1項、又は第70条第1項に規定する建替え決議に基づく建築物で、区長が認めたものについては、当該建築物に係る絶対高さ制限について、なお従前の例による。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
既決定地区 ・世田谷通り地区 ・目黒通り地区	約 ha 42.6	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の7第1号及び第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。） (5) 地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	
小 計	約 ha 42.6		
合 計	約 ha 5,595.5 (5,595.6)		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由： 放射23号線沿道地区地区計画の決定及び世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各地内	第1種高度地区	1.9m第2種高度地区	約 1.8 ha	
世田谷区大原二丁目地内	2.8m第3種高度地区	1.9m第2種高度地区	約 0.0 ha (約 230 m ²)	
世田谷区大原二丁目地内	1.9m第2種高度地区	第3種高度地区	約 0.0 ha (約 50 m ²)	
世田谷区大原二丁目地内	2.8m第3種高度地区	第3種高度地区	約 0.0 ha (約 270 m ²)	
世田谷区大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地内	第1種高度地区	1.9m第2種高度地区	約 2.4 ha	

東京都市計画高度地区

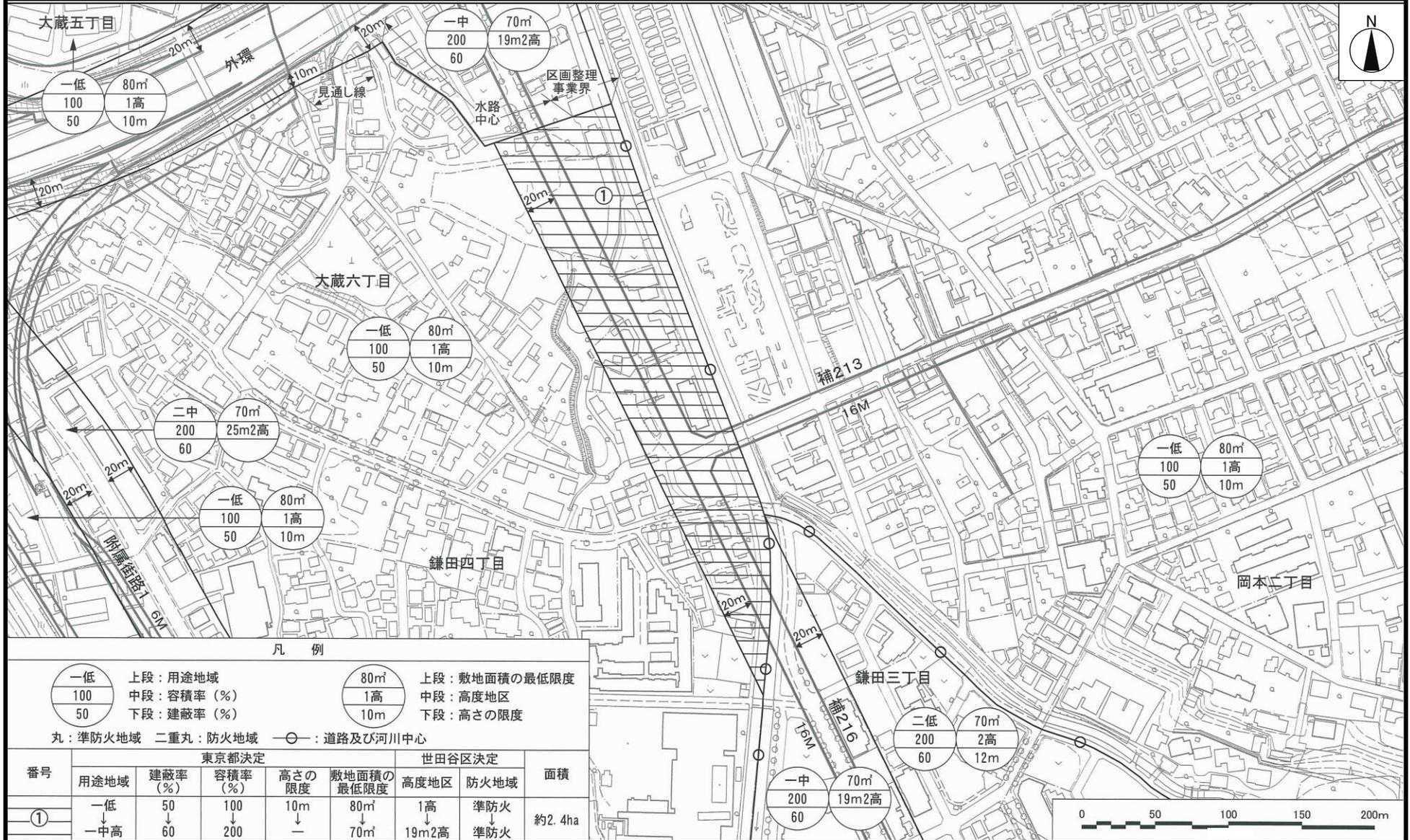
計画図 2

[世田谷区決定]

[参考] 東京都市計画用途地域

計画図 2

[東京都決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第 20 号 令和 3 年 5 月 14 日 (承認番号) 3都市基街都第 133 号 令和 3 年 7 月 15 日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画高度地区

(世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画関連)

2 理由

本地区は、世田谷区の西側に位置し、「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」において、平成5年8月に策定した「世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画」に基づき、みどり豊かな住環境を生み出すとともに、農地などの自然環境を保全、育成し、農地と住宅地が共存する街づくりを進めていく地区としてアクションエリアに位置付けられている。

本地区では、令和2年4月に、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（大蔵六丁目及び鎌田四丁目区間）及び同第213号線の一部（西谷戸橋手前まで）（以下「補助216号線（大蔵Ⅱ期）」という。）が事業認可され、今後、道路事業用地の取得に伴い、沿道の土地利用の検討を進めていくことになる。

また、補助216号線（大蔵Ⅱ期）の整備に合わせて、後背の低層住宅地との調和を図り、生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、沿道の土地利用を適切に誘導するため、地区計画の変更を行うこととなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、約2.4ヘクタールの区域について高度地区を変更するものである。

東京都計画用途地域の変更（東京都決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(世田谷区分)

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考	
第一種 低層住居 専用地域	約 3.9 259.1 1,715.2 220.8 7.5 653.7 6.4 約 2,866.6 ha	以下 6/10 8/10 10/10 15/10 15/10 20/10	以下 3/10 4/10 5/10 5/10 5/10 6/10 6/10	m - - - - - -	m ² - 100 80 80 80 70 70	m 10 10 10 10 12 10 12	約 % 0.1 4.6 30.2 3.9 0.1 11.5 0.1 50.5	
第二種 低層住居 専用地域	約 45.4 41.6 約 87.0 ha	以下 15/10 20/10	以下 6/10 6/10	m - -	m ² 70 70	m 12 12	約 % 0.8 0.7 1.5	
第一種 中高層住居 専用地域	約 5.4 7.7 37.4 14.3 7.1 23.9 1,262.2 0.8 4.7 約 1,363.5 ha	以下 10/10 10/10 15/10 15/10 20/10 20/10 20/10 30/10 30/10	以下 4/10 5/10 5/10 6/10 5/10 6/10 6/10 6/10 6/10	m - - - - - - - -	m ² 100 80 80 70 80 60 70 60 70	m - - - - - - - -	約 % 0.1 0.1 0.7 0.3 0.1 0.4 22.2 0.0 0.1 24.0	
第二種 中高層住居 専用地域	約 17.4 121.2 1.3 約 139.9 ha	以下 20/10 20/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10	m - - -	m ² 60 70 60	m - - -	約 % 0.3 2.1 0.0 2.5	
第一種 住居地域	約 130.9 352.7 24.7 30.6 約 538.9 ha	以下 20/10 20/10 30/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10 6/10	m - - - -	m ² 60 70 60 70	m - - - -	約 % 2.3 6.2 0.4 0.5 9.5	

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考	
第二種 住居地域	約 45.8 2.4 63.6 約 111.8 ha	以下 20/10 30/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10	m - - -	m ² 70 60 70	m - - -	約 % 0.8 0.0 1.1 2.0	
準住居 地域	約 8.7 3.2 55.6 約 67.5 ha	以下 20/10 30/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10	m - - -	m ² 70 60 70	m - - -	約 % 0.2 0.1 1.0 1.2	
近隣 商業地域	約 45.1 291.2 11.6 約 347.9 ha	以下 20/10 30/10 40/10	以下 8/10 8/10 8/10	m - - -	m ² - - -	m - - -	約 % 0.8 5.1 0.2 6.1	
商業地域	約 4.7 20.6 60.2 13.3 約 98.8 ha	以下 30/10 40/10 50/10 60/10	以下 8/10 8/10 8/10 8/10	m - - - -	m ² - - - -	m - - - -	約 % 0.1 0.4 1.1 0.2 1.7	
準工業 地域	約 4.6 49.5 2.4 2.2 約 58.7 ha	以下 20/10 20/10 30/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10 6/10	m - - - -	m ² 60 70 60 70	m - - - -	約 % 0.1 0.9 0.0 0.0 1.0	
工業地域	約 - 約 - ha	以下 -	以下 -	m -	m ² -	m -	約 % - -	
工業 専用地域	約 - 約 - ha	以下 -	以下 -	m -	m ² -	m -	約 % - -	
合計	約 5,680.6 ha						% 100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：放射23号線沿道地区地区計画の決定及び世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

() 内は変更箇所を示す
(世田谷区分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物の 高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	[A-B]
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	-	-	10	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	6/10	3/10	-	-	10	3.9	0.1	3.9	0.1	-
	8/10	4/10	-	100	10	259.1	4.6	259.1	4.6	-
	10/10	5/10	-	80	10	(1,715.2)	(30.2)	(1,717.6)	(30.2)	△2.4
	15/10	5/10	-	80	10	220.8	3.9	220.8	3.9	-
	15/10	5/10	-	80	12	7.5	0.1	7.5	0.1	-
小計	15/10	6/10	-	70	10	(653.7)	(11.5)	(655.5)	(11.5)	△1.8
	20/10	6/10	-	70	12	6.4	0.1	6.4	0.1	-
						(2,866.6)	(50.5)	(2,870.8)	(50.5)	△4.2
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	15/10	6/10	-	70	12	45.4	0.8	45.4	0.8	-
	20/10	6/10	-	70	12	41.6	0.7	41.6	0.7	-
小計					87.0	1.5	87.0	1.5	-	
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	10/10	4/10	-	100	-	5.4	0.1	5.4	0.1	-
	10/10	5/10	-	80	-	7.7	0.1	7.7	0.1	-
	15/10	5/10	-	80	-	37.4	0.7	37.4	0.7	-
	15/10	6/10	-	70	-	14.3	0.3	14.3	0.3	-
	20/10	5/10	-	80	-	7.1	0.1	7.1	0.1	-
	20/10	6/10	-	60	-	23.9	0.4	23.9	0.4	-
	20/10	6/10	-	70	-	(1,262.2)	(22.2)	(1,259.8)	(22.2)	2.4
小計	30/10	6/10	-	60	-	0.8	0.0	0.8	0.0	-
	30/10	6/10	-	70	-	4.7	0.1	4.7	0.1	-
						(1,363.5)	(24.0)	(1,361.1)	(24.0)	2.4
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	17.4	0.3	17.4	0.3	-
	20/10	6/10	-	70	-	(121.2)	(2.1)	(119.8)	(2.1)	1.4
小計	30/10	6/10	-	60	-	1.3	0.0	1.3	0.0	-
					(139.9)	(2.5)	(138.5)	(2.4)	1.4	
第一種 住居地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	130.9	2.3	130.9	2.3	-
	20/10	6/10	-	70	-	(352.7)	(6.2)	(352.3)	(6.2)	0.4
	30/10	6/10	-	60	-	24.7	0.4	24.7	0.4	-
小計	30/10	6/10	-	70	-	30.6	0.5	30.6	0.5	-
					(538.9)	(9.5)	(538.5)	(9.5)	0.4	

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物の 高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	[A-B]
第二種 住居地域	以下	以下	-	70	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	45.8	0.8	45.8	0.8	-
	30/10	6/10	-	70	-	2.4	0.0	2.4	0.0	-
小計	30/10	6/10	-	70	-	63.6	1.1	63.6	1.1	-
						111.8	2.0	111.8	2.0	-
準住居地域	以下	以下	-	70	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	8.7	0.2	8.7	0.2	-
	30/10	6/10	-	60	-	3.2	0.1	3.2	0.1	-
	30/10	6/10	-	70	-	55.6	1.0	55.6	1.0	-
小計					67.5	1.2	67.5	1.2	-	
近隣 商業地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	-	-	-	45.1	0.8	45.1	0.8	-
	30/10	8/10	-	-	-	(291.2)	(5.1)	(291.2)	(5.1)	△0.0 (約180㎡)
小計	40/10	8/10	-	-	-	11.6	0.2	11.6	0.2	-
					(347.9)	(6.1)	(347.9)	(6.1)	△0.0 (約180㎡)	
商業地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	30/10	8/10	-	-	-	4.7	0.1	4.7	0.1	-
	40/10	8/10	-	-	-	20.6	0.4	20.6	0.4	-
	50/10	8/10	-	-	-	60.2	1.1	60.2	1.1	-
	60/10	8/10	-	-	-	13.3	0.2	13.3	0.2	-
	60/10	8/10	-	-	-	98.8	1.7	98.8	1.7	-
小計										
準工業地域	以下	以下	m	㎡	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	-	60	-	4.6	0.1	4.6	0.1	-
	20/10	6/10	-	70	-	49.5	0.9	49.5	0.9	-
	30/10	6/10	-	60	-	2.4	0.0	2.4	0.0	-
小計	30/10	6/10	-	70	-	2.2	0.0	2.2	0.0	-
					58.7	1.0	58.7	1.0	-	
工業地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工業 専用地域	以下	以下	-	-	-	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計										
合計						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
						5,680.6	100	5,680.6	100	

変更概要

(世田谷区分)

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各 地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 70㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 -m 敷地面積の最低限度 70㎡	約 0.3 ha	用途、容積率及び高さの限度の変更
世田谷区大原二丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 -㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	約 0.0 ha (約 230㎡)	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更
世田谷区大原二丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 70㎡	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 -㎡	約 0.0 ha (約 50㎡)	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更
世田谷区松原一丁目地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 70㎡	第二種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 -m 敷地面積の最低限度 70㎡	約 1.4 ha	用途、容積率及び高さの限度の変更
世田谷区大蔵六丁目及び鎌田四丁目各 地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 80㎡	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 高さの限度 -m 敷地面積の最低限度 70㎡	約 2.4 ha	用途、建蔽率、容積率、高さの限度及び敷地面積の最低限度の変更

東京都市計画用途地域

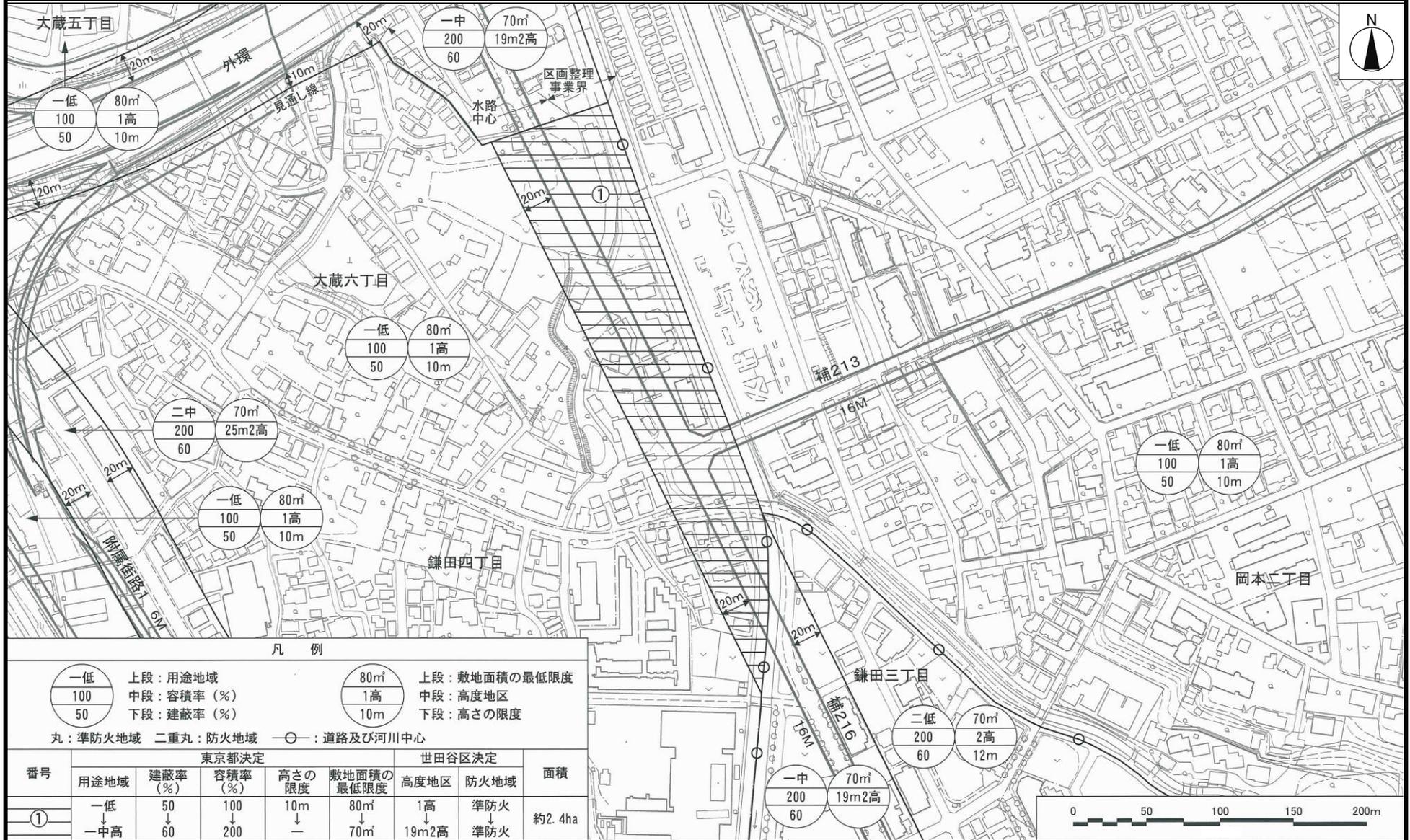
計画図 2

[東京都決定]

[参考] 東京都市計画高度地区

計画図

[世田谷区決定]



凡例

- | |
|-----|
| 一低 |
| 100 |
| 50 |
- | |
|-----|
| 80㎡ |
| 1高 |
| 10m |
- | |
|-----|
| 一中 |
| 200 |
| 60 |
- | |
|-------|
| 70㎡ |
| 19m2高 |
| 60 |
- | |
|-----|
| 二中 |
| 200 |
| 60 |
- | |
|-------|
| 70㎡ |
| 25m2高 |
| 60 |
- | |
|-----|
| 一低 |
| 100 |
| 50 |
- | |
|-----|
| 80㎡ |
| 1高 |
| 10m |
- | |
|-----|
| 二低 |
| 200 |
| 60 |
- | |
|-----|
| 70㎡ |
| 2高 |
| 12m |

丸：準防火地域 二重丸：防火地域 中心：道路及び河川中心

番号	東京都決定				世田谷区決定			面積
	用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高さの限度	敷地面積の最低限度	高度地区	防火地域	
①	一低 一中高	50 60	100 200	10m —	80㎡ 70㎡	1高 19m2高	準防火 準防火	約2.4ha

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第 20 号 令和 3 年 5 月 14 日 (承認番号) 3都市基街都第 133 号 令和 3 年 7 月 15 日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画用途地域（世田谷区分 世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画関連）

2 理由

本地区は、世田谷区の西側に位置し、「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」において、平成5年8月に策定した「世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画」に基づき、みどり豊かな住環境を生み出すとともに、農地などの自然環境を保全、育成し、農地と住宅地が共存する街づくりを進めていく地区としてアクションエリアに位置付けられている。

本地区では、令和2年4月に、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（大蔵六丁目及び鎌田四丁目区間）及び同第213号線の一部（西谷戸橋手前まで）（以下「補助216号線（大蔵Ⅱ期）」という。）が事業認可され、今後、道路事業用地の取得に伴い、沿道の土地利用の検討を進めていくことになる。

また、補助216号線（大蔵Ⅱ期）の整備に合わせて、後背の低層住宅地との調和を図り、生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、沿道の土地利用を適切に誘導するため、地区計画の変更を行うこととなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、約2.4ヘクタールの区域について用途地域を変更するものである。

【別紙4】

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画を次のとおり変更する。

名 称	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画
位 置	世田谷区大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、瀬田四丁目及び瀬田五丁目各地内
面 積	約106.3ha
街づくりの目標	<p>当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。</p> <p>当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせるものとする。</p> <p>本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、面整備事業や都市計画道路事業に着手した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。</p> <p>以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。</p> <p>面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、都市計画道路事業に着手した地区においては、低層住宅地との調和を図り、事業効果に応じて生活利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p> <p>一方、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。</p>
地区施設の整備の方針	<p>地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。</p> <p>未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に</p>

	配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。
建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。</p> <p>景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>補助 2 1 6 号線沿道地区においては、景観を考慮しつつ良好な居住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。また、防災性の向上を図るため、建築物等の不燃化に努める。</p>
みどりの方針	みどり豊かで住みやすいまちづくりのために、小広場等の整備を進める。
その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 補助 2 1 6 号線沿道地区において店舗等を設置する場合は、安全な交通環境を確保するため、駐車施設の設置に努める。</p> <p>2 補助 2 1 6 号線沿道地区では、みどり豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、積極的な既存樹木の保全や新たなみどりの創出に努める。</p> <p>3 補助 2 1 6 号線沿道地区では、建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止及び水環境の保全等に努める。</p>

地区整備計画

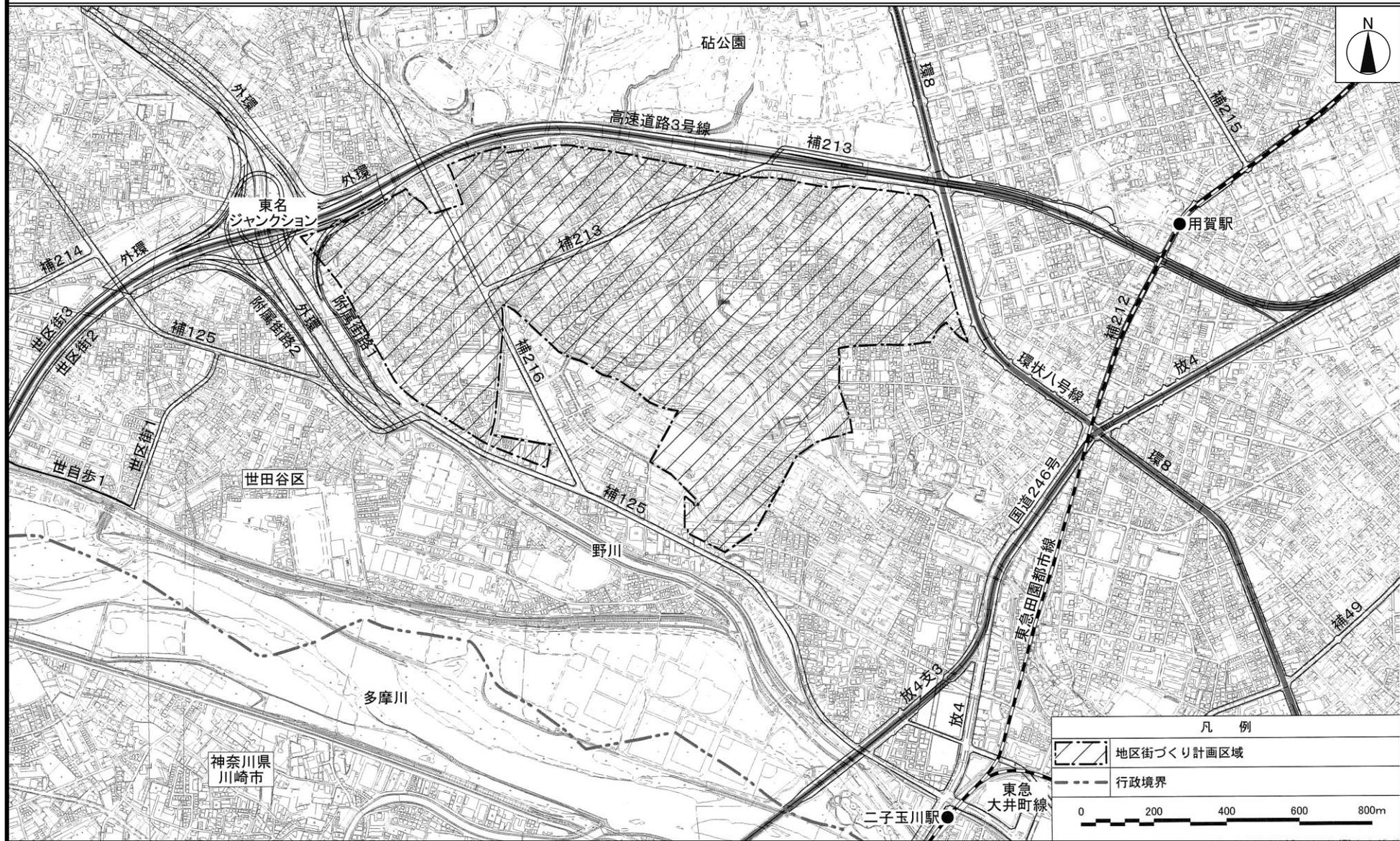
地区施設の配置及び規模	道路	<p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 1 号に該当する道路及びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路を区画道路とする。なお、当該道路の現況幅員が 6 m 未満の場合については、その計画幅員を 6 m とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画道路を配置しない。</p> <p>1 次の公告（以下「土地区画整理事業の認可等の公告」という。）のあった区域</p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 条第 3 項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第 1 0 条第 3 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(2) 土地区画整理法第 2 1 条第 3 項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第 3 9 条第 4 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p>
-------------	----	---

			<p>(3) 土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第51条の10第2項の規定による事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 土地区画整理法第71条の3第11項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告</p> <p>2 道路の築造を伴う開発行為で都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下「開発許可の工事完了公告」という。)のあった区域</p>	
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区	補助216号線沿道地区
		面積	約103.9ha	約2.4ha
	建築物の容積率の最高限度	8/10	—	
		<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路(以下「都市計画道路」という。)の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>		
		建築物の建蔽率の最高限度	4/10	4/10
		<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地(風致地区にあつては、東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号。以下「風致地区条例」という。)に基づき許可(風致地区条例第3条第1項に基づく建築物の建築に係る許可(風致地区条例第5条第1項第5号ただし書きの規定に該当するものに限る。))をいい、風致地区条例第3条</p>		<p>ただし、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は、この限りでない。</p>

	<p>第3項の規定に基づく協議を含む。以下同じ。)を受けた敷地)にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	<p>100㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分、道路として整備された当該敷地の場合</p> <p>2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合</p>	100㎡
壁面の位置の制限	—	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、道路境界線から2m以上、その他の境界線から1.5m以上とする。ただし、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は、この限りでない。</p>
建築物等の高さの最高限度	—	15m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。</p>	<p>1 建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。</p> <p>2 屋外広告物等を設置する場合は、美観・風致を損なわないものとする。</p>

	垣又はさくの構造の制限	法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。
	建築物の構造に関する防火上必要な制限	—	建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等とするよう努める。
その他の整備事項	小広場等の整備	—	都市計画道路事業における残地等を活用し、みどりと憩いのスペースを有する利用しやすい小広場等の整備に努める。

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画 位置図

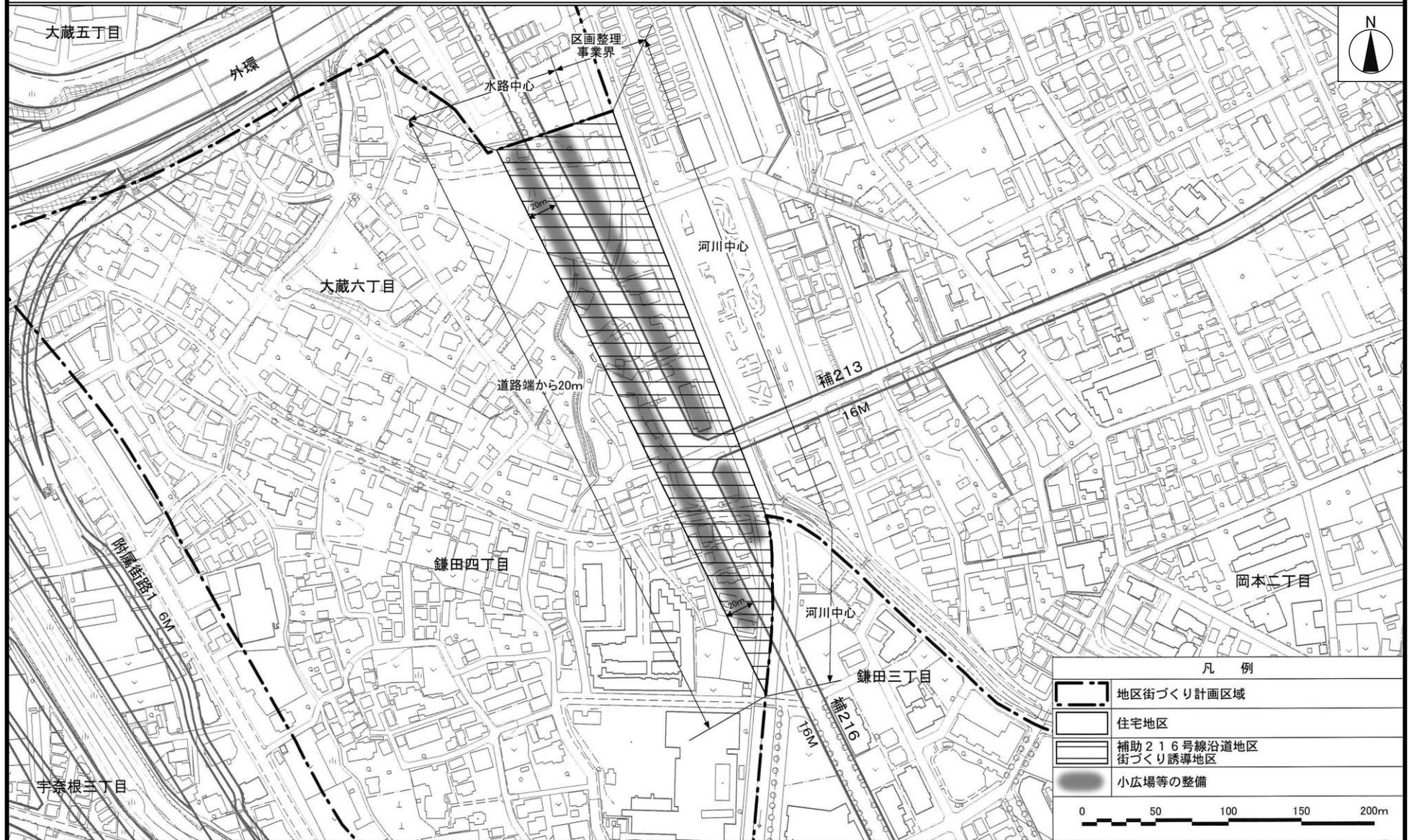


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図、道路網図及び鉄道網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 20 号 令和 3 年 5 月 14 日 (承認番号) 3 都市基街都第 133 号 令和 3 年 7 月 15 日 (承認番号) 3 都市基交都第 35 号 令和 3 年 7 月 9 日

世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画 計画図 1



世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画 計画図2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第20号 令和3年5月14日 (承認番号) 3都市基街都第133号 令和3年7月15日